

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年11月30日提出
【発行者名】	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 裕之
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【事務連絡者氏名】	野上 英樹
【電話番号】	03-5290-3517
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	パン・アフリカ株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	募集額 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年12月24日付をもって提出した有価証券届出書（平成27年6月24日付および平成27年10月2日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）につきまして、当ファンドの信託約款の変更確定に伴い、訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するものであります。

## 2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部 \_\_\_\_\_ は訂正内容を示します。

## 第一部【証券情報】

### （４）【発行（売出）価格】

<訂正前>

（略）

1 日本における委託会社および販売会社（受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者及び登録金融機関を総称して、以下「販売会社」といいます。）の営業日に限り、申込みの取扱いは行われます。ただし、ヨハネスブルグ、ルクセンブルグ、英国のいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、取得の申込みを受付けないものとします。<sup>\*</sup>

\*平成27年11月30日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報（12）その他をご参照ください。

1 日本における委託会社および販売会社（受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者及び登録金融機関を総称して、以下「販売会社」といいます。）の営業日に限り、申込みの取扱いは行われます。ただし、ヨハネスブルグ、ロンドン、ダブリンのいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

（略）

<訂正後>

（略）

1 日本における委託会社および販売会社（受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者及び登録金融機関を総称して、以下「販売会社」といいます。）の営業日に限り、申込みの取扱いは行われます。ただし、ヨハネスブルグ、ロンドン、ダブリンのいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

（略）

### （12）【その他】

以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

申込証拠金

ありません。

日本以外の地域における発行

ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

当ファンドは、信託財産の中長期的成長を図ることを目的として、「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド-アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」<sup>\*</sup>および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の投資信託証券を主要投資対象とします。

\*平成27年11月30日（信託約款変更適用日）以降は、「マルチ ストラテジーズ ファンド UBP アフリカン・エクイティ・ファンド」に変更する予定です。詳しくは、第一部 証券情報（12）その他をご参照ください。

なお、信託約款変更後、段階的に外国籍投資信託の入替を行いますので、一時的に新旧外国籍投資信託が混在する期間があります。

（略）

#### <ファンドの特色>

（略）

### ファンドの特色



アフリカの成長によって恩恵を受ける企業の株式(アフリカ関連株式<sup>\*</sup>)等を実質的な投資対象とし、信託財産の中長期的成長を目指します。

※アフリカに本拠を置く企業または、アフリカでビジネスを拡大していくことが、期待される企業の株式をいいます。

#### ●ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

- ・当ファンドは、主として「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド-アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド<sup>\*1</sup>」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の投資信託証券を主要投資対象とします。
- ・原則として、「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド-アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド<sup>\*1</sup>」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。
- ・「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド-アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド<sup>\*1</sup>」の組入外貨建資産については、原則為替ヘッジを行いません。

#### <投資対象とする外国投資信託に関して>

[投資顧問会社] インベストック・アセット・マネジメント・リミテッド(英国・ロンドン)

[投資助言会社] インベストック・アセット・マネジメント(Pty)リミテッド(南アフリカ・ケープタウン)

- ・インベストック・アセット・マネジメントは、南アフリカ(ケープタウン)と英国(ロンドン)を本拠地として活動する総合金融会社・インベストック・グループ傘下の運用会社です。
- ・世界各地に拠点を持ち、グローバルにビジネスを展開しています。
- ・運用資産残高は約1,151億ドル。うちアフリカ大陸での運用は約344億ドルで、トップクラスの資産残高を誇ります。

(2015年3月末現在)

※1 当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の正式名称については後掲<主要投資対象の投資信託証券の概要>をご覧ください。また、名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

（略）

\*平成27年11月30日(信託約款変更適用日)以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報(12)その他をご参照ください。

## 変更後のファンドの特色



アフリカの成長によって恩恵を受ける企業の株式(アフリカ関連株式<sup>※</sup>)等を実質的な投資対象とし、信託財産の中長期的成長を目指します。

※アフリカに本拠を置く企業または、アフリカでビジネスを拡大していくことが、期待される企業の株式をいいます。

●ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

- ・当ファンドは、主として「マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド<sup>※1</sup>」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の投資信託証券を主要投資対象とします。
- ・原則として、「マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド<sup>※1</sup>」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。
- ・「マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド<sup>※1</sup>」の組入外貨建資産については、原則為替ヘッジを行いません。

<投資対象とする外国投資信託に関して>

(投資顧問会社)ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー(ロンドン支店)

- ・スイスを代表する資産運用会社の一つ
- ・1969年スイスで設立。グローバルに25拠点を展開
- ・運用資産額:931億スイスフラン(約12兆3,115億円)
- ・世界の個人投資家・機関投資家に様々な運用戦略を提供

(2015年6月末現在)

・ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピーエスエーは、アフリカ大手銀行であるスタンダード銀行からの各種情報(アフリカ諸国の財政・経済情報、個別企業のリサーチ情報等)も活用し、銘柄選定を行います。

※1 当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の正式名称及び概要については後掲<主要投資対象の投資信託証券の概要>をご覧ください。また、名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

※2 当ファンドは、主要投資対象である外国籍投資信託を「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド-アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」から「マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド」に変更するため、平成27年11月30日付で信託約款変更を行っております。

同日以降、段階的に外国籍投資信託の入替を行いますので、一時的に新旧外国籍投資信託が混在する期間があります。

## &lt;訂正後&gt;

当ファンドは、信託財産の中長期的成長を図ることを目的として、「マルチ ストラテジーズ ファンド UBPアフリカン・エクイティ・ファンド」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の投資信託証券を主要投資対象とします。

なお、当ファンドは、主要投資対象である外国籍投資信託を「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」から「マルチストラテジーズ ファンド UBPアフリカン・エクイティ・ファンド」に変更するため、平成27年11月30日付で信託約款変更を行っております。同日以降、段階的に外国籍投資信託の入替を行いますので、一時的に新旧外国籍投資信託が混在する期間があります。

(略)

## &lt;ファンドの特色&gt;

(略)

## ファンドの特色



アフリカの成長によって恩恵を受ける企業の株式(アフリカ関連株式\*)等を実質的な投資対象とし、信託財産の中長期的成長を目指します。

※アフリカに本拠を置く企業または、アフリカでビジネスを拡大していくことが、期待される企業の株式をいいます。

## ●ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

- ・当ファンドは、主として「マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド\*」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の投資信託証券を主要投資対象とします。
- ・原則として、「マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド\*」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。
- ・「マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド\*」の組入外貨建資産については、原則為替ヘッジを行いません。

## &lt;投資対象とする外国投資信託に関して&gt;

## 〔投資顧問会社〕ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー(ロンドン支店)

- ・スイスを代表する資産運用会社の一つ
- ・1969年スイスで設立。グローバルに25拠点を展開
- ・運用資産額:931億スイスフラン(約12兆3,115億円)
- ・世界の個人投資家・機関投資家に様々な運用戦略を提供

(2015年6月末現在)

- ・ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエーは、アフリカ大手銀行であるスタンダード銀行からの各種情報(アフリカ諸国の財政・経済情報、個別企業のリサーチ情報等)も活用し、銘柄選定を行います。

※1 当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の正式名称及び概要については後掲<主要投資対象の投資信託証券の概要>をご覧ください。また、名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

※2 当ファンドは、主要投資対象である外国籍投資信託を「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド-アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」から「マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド」に変更するため、平成27年11月30日付で信託約款変更を行っております。

同日以降、段階的に外国籍投資信託の入替を行いますので、一時的に新旧外国籍投資信託が混在する期間があります。

(略)

## （２）【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成22年9月30日 信託契約締結、設定、運用開始

<訂正後>

平成22年9月30日 信託契約締結、設定、運用開始

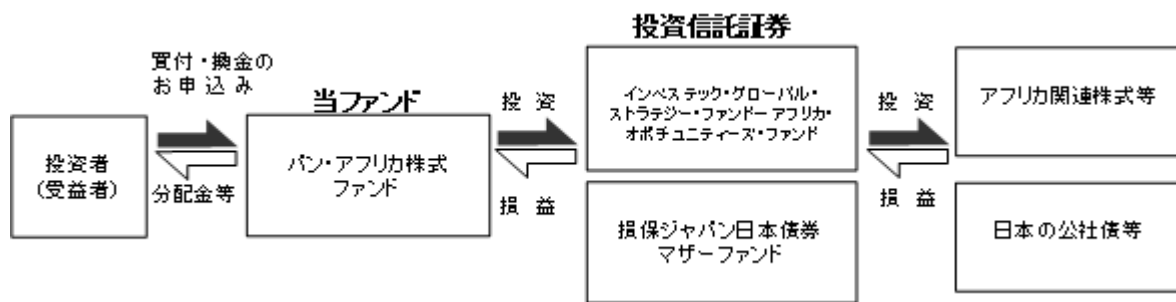
平成27年11月30日 主要投資対象とする外国籍投資信託「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」を外国籍投資信託「マルチ ストラテジーズ ファンド UBPアフリカン・エクイティ・ファンド」に変更

## （３）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ」です。「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、主として複数の他の投資信託（ファンド）を組入れることにより運用を行います。



\* 平成27年11月30日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報（１２）その他をご参照ください。



なお、当ファンドは、主要投資対象である外国籍投資信託を「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」から「マルチ ストラテジーズ ファンド UBPアフリカン・エクイティ・ファンド」に変更するため、平成27年11月30日付で信託約款変更を行っております。同日以降、段階的に外国籍投資信託の入替を行いますので、一時的に新旧外国籍投資信託が混在する期間があります。

（略）

委託会社等の概況

（ ）資本金の額 1,550百万円 （平成27年7月末現在）

（略）

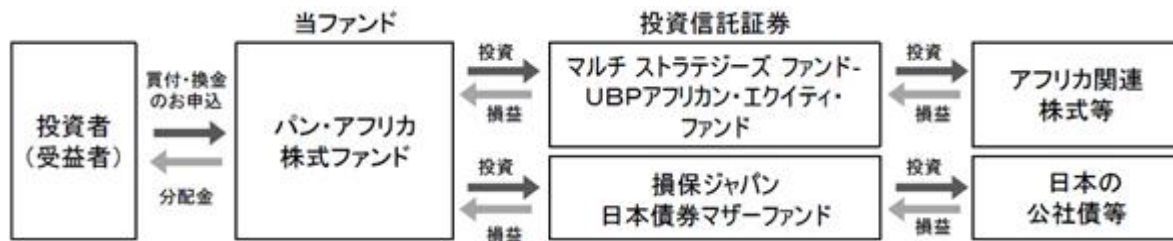
（ ）大株主の状況（平成27年7月末現在）

（略）

<訂正後>

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ」です。「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、主として複数の他の投資信託（ファンド）を組入れることにより運用を行います。



なお、当ファンドは、主要投資対象である外国籍投資信託を「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」から「マルチ ストラテジーズ ファンド UBPアフリカン・エクイティ・ファンド」に変更するため、平成27年11月30日付で信託約款変更を行っております。同日以降、段階的に外国籍投資信託の入替を行いますので、一時的に新旧外国籍投資信託が混在する期間があります。

(略)

委託会社等の概況

( ) 資本金の額 1,550百万円 (平成27年9月末現在)

(略)

( ) 大株主の状況 (平成27年9月末現在)

(略)

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

<訂正前>

(略)

b. 運用方針

(略)

投資態度<sup>\*</sup>

( ) 主として「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の投資信託証券に投資を行い、信託財産の中長期的成長を目指します。

( ) 原則として、「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。

( ) 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

( ) 「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」における組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

( ) 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

( ) 投資環境によっては、防衛的な観点から委託会社の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。



当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を選定しました。

\*平成27年11月30日(信託約款変更適用日)以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報(12)その他をご参照ください。

#### 投資態度

- ( ) 主として別に定める投資信託証券に投資を行い、信託財産の中長期的成長を目指します。
- ( ) 原則として、別に定める投資信託証券のうち外国籍投資信託への投資比率を可能な限り高位に保ちます。
- ( ) 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
- ( ) 外国籍投資信託における組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ( ) 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ( ) 投資環境によっては、防衛的な観点から委託会社の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

別に定める投資信託証券とは次のものをいいます。

外国籍投資信託 マルチ ストラテジーズ ファンド U B P アフリカン・エクイティ・ファンド

親投資信託 損保ジャパン日本債券マザーファンド

当ファンドの運用の基本方針に基づき、投資対象とする投資信託証券の具体的な投資先を重視して「マルチ ストラテジーズ ファンド U B P アフリカン・エクイティ・ファンド」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を選定しました。

なお、当ファンドは、主要投資対象である外国籍投資信託を「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」から「マルチ ストラテジーズ ファンド U B P アフリカン・エクイティ・ファンド」に変更するため、平成27年11月30日付で信託約款変更を行っております。同日以降、段階的に外国籍投資信託の入替を行いますので、一時的に新旧外国籍投資信託が混在する期間があります。

<訂正後>

(略)

#### b. 運用方針

(略)

#### 投資態度

- ( ) 主として別に定める投資信託証券に投資を行い、信託財産の中長期的成長を目指します。
- ( ) 原則として、別に定める投資信託証券のうち外国籍投資信託への投資比率を可能な限り高位に保ちます。
- ( ) 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

- ( ) 外国籍投資信託における組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ( ) 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ( ) 投資環境によっては、防衛的な観点から委託会社の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

別に定める投資信託証券とは次のものをいいます。

外国籍投資信託 マルチ ストラテジーズ ファンド U B P アフリカン・エクイティ・  
ファンド  
親投資信託 損保ジャパン日本債券マザーファンド

当ファンドの運用の基本方針に基づき、投資対象とする投資信託証券の具体的な投資先を重視して「マルチ ストラテジーズ ファンド U B P アフリカン・エクイティ・ファンド」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を選定しました。

なお、当ファンドは、主要投資対象である外国籍投資信託を「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」から「マルチ ストラテジーズ ファンド U B P アフリカン・エクイティ・ファンド」に変更するため、平成27年11月30日付で信託約款変更を行っております。同日以降、段階的に外国籍投資信託の入替を行いますので、一時的に新旧外国籍投資信託が混在する期間があります。

## ( 2 ) 【投資対象】

< 訂正前 >

( 略 )

別に定める投資信託証券とは次の外国投資信託および投資信託の受益証券をいいます。\*

外国籍投資信託 インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポ  
チュニティーズ・ファンド

親投資信託 損保ジャパン日本債券マザーファンド

\* 平成27年11月30日(信託約款変更適用日)以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報(12)その他をご参照ください。

別に定める投資信託証券とは次のものをいいます。

外国籍投資信託 マルチ ストラテジーズ ファンド U B P アフリカン・エクイティ・  
ファンド  
親投資信託 損保ジャパン日本債券マザーファンド

( 略 )

### 《主要投資対象の投資信託証券の概要》

ファンド名	Investec Global Strategy Fund-Africa Opportunities Fund (インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド・アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド)
形態	ルクセンブルグ籍会社型投信
表示通貨	円建て
運用の基本方針	アフリカに本拠を置く企業または、アフリカでビジネスを拡大していくことが、期待される企業の株式を主要投資対象として信託財産の長期的な成長を図ることを目的とします。
主な投資制限	①純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。 ②デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
決算日	原則として、毎年12月31日
信託報酬等	ファンドの純資産総額に対して年1.15%(管理報酬等含む) ※ファンドの設立・開示に関する費用等(監査報酬、弁護士報酬等)がかかります。
申込・解約手数料	ありません。
投資顧問会社	Investec Asset Management Limited (インベストック・アセット・マネジメント・リミテッド) ●ファンドの運用・管理等を行います。
投資助言会社	Investec Asset Management (Pty) Ltd (インベストック・アセット・マネジメント(Pty)リミテッド) ●ファンドの投資運用に対する助言を行います。

※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社・投資助言会社の名称等は今後変更となる場合があります。

ファンド名	損保ジャパン日本債券マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
表示通貨	円建て
運用の基本方針	この投資信託は、主に日本の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主な投資制限	①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
投資態度	①主として、日本の公社債を中心に分散投資を行い、インカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、NOMURA-BPI総合指数を中長期的に上回る投資成果を目指します。 ②投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、客観的に同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。 ③運用期間を通じて、ポートフォリオの見直しを随時行い、個別組入銘柄変更やデュレーション調整等を行います。 ④外貨建資産については、為替変動リスクを回避するため、対円で原則100%為替ヘッジを行います。 ⑤資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
設定日	平成12年7月31日
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年7月15日
信託報酬等	ありません。
申込・解約手数料	ありません。
委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

\* 平成27年11月30日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報（12）その他をご参照ください。

### 《主要投資対象の投資信託証券の概要》

名 称	マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド (Multi Strategies Fund - UBP African Equity Fund)
形 態	ケイマン諸島籍オープン・エンド型契約型外国投信(円建て)
運用の基本方針	アフリカに本拠を置く企業、または、アフリカでビジネスを拡大していくことが期待される企業の株式を主要投資対象として、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的とします。
主な投資制限	①純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。 ②デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
決 算 日	原則として、毎年12月31日
信託報酬等	純資産総額に対して年1.10%(管理報酬等を含みます。) ※上記のほか、設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)がかかります。
申込・解約手数料	ありません。
投資顧問会社	ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー(ロンドン支店)

※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

※当ファンドは、主要投資対象である外国籍投資信託を「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド-アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」から「マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド」に変更するため、平成27年11月30日付で信託約款変更を行っております。

同日以降、段階的に外国籍投資信託の入替を行いますので、一時的に新旧外国籍投資信託が混在する期間があります。

名 称	損保ジャパン日本債券マザーファンド
形 態	国内籍親投資信託(円建て)
運用の基本方針	この投資信託は、主に日本の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主な投資制限	①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
投資態度	①主として、日本の公社債を中心に分散投資を行い、インカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、NOMURA-BPI総合指数を中長期的に上回る投資成果を目指します。 ②投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、客観的に同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。 ③運用期間を通じて、ポートフォリオの見直しを随時行い、個別組入銘柄変更やデュレーション調整等を行います。 ④外貨建資産については、為替変動リスクを回避するため、対円で原則100%為替ヘッジを行います。 ⑤資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
設 定 日	平成12年7月31日
信託期間	無期限
決 算 日	原則として、毎年7月15日
信託報酬等	ありません。
申込・解約手数料	ありません。
委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

&lt;訂正後&gt;

(略)

別に定める投資信託証券とは次のものをいいます。

外国籍投資信託 マルチ ストラテジーズ ファンド U B P アフリカン・エクイティ・  
ファンド

親投資信託 損保ジャパン日本債券マザーファンド

(略)

## 《主要投資対象の投資信託証券の概要》

名 称	マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド (Multi Strategies Fund - UBP African Equity Fund)
形 態	ケイマン諸島籍オープン・エンド型契約型外国投信(円建て)
運用の基本方針	アフリカに本拠を置く企業、または、アフリカでビジネスを拡大していくことが期待される企業の株式を主要投資対象として、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的とします。
主な投資制限	①純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。 ②デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
決 算 日	原則として、毎年12月31日
信託報酬等	純資産総額に対して年1.10%(管理報酬等含みます。) ※上記のほか、設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)がかかります。
申込・解約手数料	ありません。
投資顧問会社	ユニオン パンケール プリヴェ ユービーピー エスエー(ロンドン支店)

※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

※当ファンドは、主要投資対象である外国籍投資信託を「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド-アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」から「マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド」に変更するため、平成27年11月30日付で信託約款変更を行っております。

同日以降、段階的に外国籍投資信託の入替を行いますので、一時的に新旧外国籍投資信託が混在する期間があります。

名 称	損保ジャパン日本債券マザーファンド
形 態	国内籍親投資信託(円建て)
運用の基本方針	この投資信託は、主に日本の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主な投資制限	①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
投資態度	①主として、日本の公社債を中心に分散投資を行い、インカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、NOMURA-BPI総合指数を中長期的に上回る投資成果を目指します。 ②投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、客観的に同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。 ③運用期間を通じて、ポートフォリオの見直しを随時行い、個別組入銘柄変更やデュレーション調整等を行います。 ④外貨建資産については、為替変動リスクを回避するため、対円で原則100%為替ヘッジを行います。 ⑤資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
設 定 日	平成12年7月31日
信託期間	無期限
決 算 日	原則として、毎年7月15日
信託報酬等	ありません。
申込・解約手数料	ありません。
委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

### （３）【運用体制】

<訂正前>

（略）

平成27年7月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

<訂正後>

（略）

平成27年9月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

### 3【投資リスク】

<訂正前>

（略）

<リスクの管理体制>

（略）

（注）上図は、平成27年7月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

（略）

<訂正後>

（略）

<リスクの管理体制>

（略）

（注）上図は、平成27年9月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

（略）

## 4【手数料等及び税金】

## (3)【信託報酬等】

&lt;訂正前&gt;

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.1232%（税抜1.04%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりです（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）。

・運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

委託会社	年率0.40%（税抜）	ファンドの運用の対価
販売会社	年率0.60%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.04%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

\*平成27年11月30日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報（12）その他をご参照ください。

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.0692%（税抜0.99%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりです（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）。

・運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

委託会社	年率0.35%（税抜）	ファンドの運用の対価
販売会社	年率0.60%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.04%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

(略)

当ファンドの主要投資対象である投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資信託証券の信託報酬等を加えた実質的な信託報酬率は概ね2.2732%（税込・年率）程度となります。実質的に負担する信託報酬率は、当ファンドの運用方針に基づいて投資信託証券を組み入れた場合の概算です。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。

投資信託証券の名称	信託報酬等（年率）	
インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド	1.15%	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等

上記の信託報酬等は、平成27年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほか資産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、事務の処理に要する費用および監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、その他の実費などを負担する場合があります。

\*平成27年11月30日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報（12）その他をご参照ください。

当ファンドの主要投資対象である投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資信託証券の信託報酬等を加えた実質的な信託報酬率は概ね2.1692%（税込・年率）程度となります。実質的に負担する信託報酬率は、当ファンドの運用方針に基づいて投資信託証券を組み入れた場

合の概算です。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。

投資信託証券の名称	信託報酬等（年率）	
マルチ ストラテジーズ ファンド U B P アフリカン・エクイティ・ファンド	1.10%	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等

上記の信託報酬等は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほか資産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、事務の処理に要する費用および監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、その他の実費などを負担する場合があります。

（略）

<訂正後>

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.0692%（税抜0.99%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりです（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦收受します。）。

・運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

委託会社	年率0.35%（税抜）	ファンドの運用の対価
販売会社	年率0.60%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.04%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（略）

当ファンドの主要投資対象である投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資信託証券の信託報酬等を加えた実質的な信託報酬率は概ね2.1692%（税込・年率）程度となります。実質的に負担する信託報酬率は、当ファンドの運用方針に基づいて投資信託証券を組み入れた場合の概算です。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。

投資信託証券の名称	信託報酬等（年率）	
マルチ ストラテジーズ ファンド U B P アフリカン・エクイティ・ファンド	1.10%	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等

上記の信託報酬等は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほか資産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、事務の処理に要する費用および監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、その他の実費などを負担する場合があります。

（略）



## （５）【課税上の取扱い】

<訂正前>

（略）

上記は平成27年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

（略）

上記は平成27年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（１）申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。

ただし、ヨハネスブルグ、ルクセンブルグ、英国のいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、取得のお申込みを受付けないものとします。\*

\*平成27年11月30日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報（12）その他をご参照ください。

申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。

ただし、ヨハネスブルグ、ロンドン、ダブリンのいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、取得のお申込みを受付けないものとします。

（略）

<訂正後>

（１）申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。

ただし、ヨハネスブルグ、ロンドン、ダブリンのいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、取得のお申込みを受付けないものとします。

（略）

### 2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

（１）受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ヨハネスブルグ、ルクセンブルグ、英国のいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）\*

\*平成27年11月30日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報（12）その他をご参照ください。

受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ヨハネスブルグ、ロンドン、ダブリンのいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

（略）

<訂正後>

- (1) 受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ヨハネスブルグ、ロンドン、ダブリンのいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

（略）

#### 4【受益者の権利等】

<訂正前>

（略）

##### (3) 一部解約の実行請求権<sup>\*</sup>

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。ただし、ヨハネスブルグ、ルクセンブルグ、英国のいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いになります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

\*平成27年11月30日以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報（12）その他をご参照ください。

##### (3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。ただし、ヨハネスブルグ、ロンドン、ダブリンのいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いになります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

（略）

<訂正後>

（略）

##### (3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。ただし、ヨハネスブルグ、ロンドン、ダブリンのいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いになります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

（略）

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金の額（平成27年7月末現在）

（略）

(2) 会社の機構（平成27年7月末現在）

（略）

<訂正後>

(1) 資本金の額（平成27年9月末現在）

（略）

(2) 会社の機構（平成27年9月末現在）

（略）

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

（略）

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成27年7月末現在、計118本（追加型株式投資信託103本、単位型株式投資信託15本）であり、その純資産総額の合計は810,561百万円です。

<訂正後>

（略）

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成27年9月末現在、計119本（追加型株式投資信託102本、単位型株式投資信託17本）であり、その純資産総額の合計は720,064百万円です。